

「沖縄の基地問題と平和について考える」動画コンテンツ制作等実施業務委託 企画提案募集要項

この要項は、「沖縄の基地問題と平和について考える」動画コンテンツ制作等実施業務委託に関する企画提案及び契約の締結において留意すべき事項を記したものである。

企画提案を行う者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1 事業趣旨

戦後 80 年の節目に、戦後 100 年を見据え、沖縄戦の実相と教訓の次世代への継承、沖縄に基地が形成された歴史的背景、戦後 80 年を迎えても未だ解決されない沖縄の過重な基地負担の現状、辺野古新基地建設問題、基地負担軽減や基地から派生する諸問題の解決の必要性、平和を希求する県民や世界のウチナーンチュの思い、地域外交や国際交流を通じた平和構築のための取組等について動画を制作し、県内・県外のみならず、国際社会へ効果的かつ戦略的に発信することにより、諸問題の解決や沖縄県の取組を後押しする世論の形成を図る。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「沖縄の基地問題と平和について考える」動画コンテンツ制作等実施業務委託

(2) 選定方法

本業務を委託する候補事業者は、企画提案書と見積額による企画提案方式で決定する。

(3) 委託期間

契約を締結した日から令和 8 年 3 月 12 日又は業務を完了した日のいずれか早い日まで

(4) 実施内容

「沖縄の基地問題と平和について考える」動画コンテンツ制作等実施業務委託の企画立案及び実施。詳細は、「『沖縄の基地問題と平和について考える』動画コンテンツ制作等実施業務委託企画提案仕様書」を参照すること。

(5) 企画提案上限額

16,771,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、実際の契約額ではなく、企画提案に係る予算規模を示したものであり、受託者の決定後、提案内容に基づき改めて仕様を定め見積書の提出を求める。

※本業務は、契約額の範囲内で、業務に要した経費の実支出額に合わせて委託料の額を確定する精算の処理を行う。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

※ 参考：地方自治法施行令 抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始または民事再生手続開始の申立て、若しくは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 自己、自社の役員、経営に実質的に関与する者等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

- (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

- (8) 労働関係法令を遵守していること。

- (9) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記 2(4)に掲げる委託業務を的確に実施できる能力を有すること。

- (10) 過去3年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体が行った講演会等の運営業務（類似業務でも可）などの受託実績があること（契約書の写し及び実施業務の概要など、内容を確認できる資料を提示すること。）。

類似業務の実績がない場合や実施が困難な場合は、その実績を持つ組織・企業等と共同で企画提案を行うこと(11)を参照)。

- (11) 共同企業体で事業を実施する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)～(8)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体として、上記応募資(9)及び(10)の要件を満たしていること。

エ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

- (12) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1 共同企業体）につき、提案が1件となっていること。

4 企画提案に関する質問

質問がある場合は、令和7年4月30日（水）12時までに、質問書（様式1）をE-mail（aa071404@pref.okinawa.lg.jp）により提出すること。メール送信後は、念のため、受信確認（TEL:098-866-7495）を行うこと。

なお、質問及び回答の内容は、令和7年5月2日（金）17時までに辺野古新基地建設問題対策課ホームページに掲載する。

質問のE-mailを送信する際は、件名を「「沖縄の基地問題と平和について考える」動画コンテンツ制作等実施業務委託に関する質問（会社名）」とすること。

5 企画提案参加申込

企画提案への参加を希望する者は、令和7年5月12日（月）17時までに企画提案参加申込書（様式2）をE-mailにより提出すること。メール送信後は、念のため、受信確認を行うこと。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和7年5月19日（月）17時

- (2) 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県本庁舎 6 階
沖縄県知事公室辺野古新基地建設問題対策課

- (3) 提出方法：下記提出書類を一連にして8部（正本1部、副本7部）作成し、各書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、各部をA4縦型フラットファイルに綴り、持参もしくは郵送（書留郵便）にて提出すること。期限までに必着とする。なお、副本は全て正本の複写

とする。【提出部数：正本１部（片面印刷）、副本７部（片面印刷）、計８部】

※提出書類カについては、正本のみ（１部）の提出で構わない。

※提出書類は、ア～クの順序で編綴すること。

(4) 提出書類一式

- ア 応募申請書（様式３）
イ 会社概要書（様式４）
ウ 企画提案書（様式５）
 (ア) 枚数は 25 枚以内とすること。
 (イ) 普天間飛行場の移設・返還の経緯又は辺野古新基地建設問題をテーマとする動画 1 回分について、絵コンテを用いる方法により具体的に提案すること。
 (ウ) 企画提案書の作成に当たっては、企画提案仕様書で定める内容を原則とするが、事業趣旨に沿う内容であれば、異なる内容の提案も可能とする。ただし、異なる提案をした点を理由も含めて明示すること。
エ 経費見積書（様式６）
オ 誓約書（様式７）
カ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
キ 収支決算書（直近２期分）
ク （コンソーシアムの場合）コンソーシアム協定書（写）上記、イ、オ～キを構成員毎に提出

(5) 言語及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 実施スケジュール（次の日時の年は、全て令和 7 年とする）

契約までのスケジュールは次のとおりを予定しているが、変更する場合がある。

- (1) 質問期間：公告の日～４月 30 日（水）12 時受付分まで
- (2) 申込期間：公告の日～５月 12 日（月）17 時
- (3) 提出期限：公告の日～５月 19 日（月）17 時 ※応募書類必着
- (4) 企画提案審査（プレゼンテーション又は書面審査）：５月 22 日（木）予定（別途通知）
- (5) 委託事業者決定及び審査結果通知：５月下旬
- (6) 契約締結、事業開始：５月下旬

8 提案の選定と評価基準

応募資格、申請書類及び添付書類の確認を行った上で、各要件を満たしている者に対して、令和 7 年 5 月 21 日（水）までにその後の審査日程等について通知する。

- (1) 選定に当たっては、沖縄県知事公室内に設置する選定委員会において、提案内容や

経済性等を企画提案審査要領に基づき審査し、最も優れた1者を選定する。応募者が1者であった場合は、同委員会において妥当性の審査を行う。

※選定委員会前に、県担当者が確認・ヒアリングを求める場合がある。なお、提出書類等の返却は行わない

※審査結果についての異議申立て、質問等は受け付けない。

(2) 審査基準

- ア 適合性 (5点) : 事業趣旨、目的を理解した提案であるか。
- イ 具体性 (20点) : 企画提案内容が具体的かつ効果的であるか。
- ウ 実効性 (15点) : 企画提案内容を円滑に実施することができる組織体制、役割分担及びスケジュールとなっているか。円滑に業務を執行できるノウハウを有しているか。
- エ 経済性 (5点) : 経費見積が、期待される成果に対し妥当・効率的であるか。
- オ 総合評価 (5点) : 企画提案内容の全体的な評価

9 契約

- (1) 委託先候補者と委託業務の内容及び契約条項を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- (2) 契約金額は、委託先候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。
- (3) 委託先候補者が辞退した場合、又は県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。

10 経費の計上

- (1) 対象経費：事業の執行に必要な経費であり、具体的には次のとおり。

経費項目	内 容
I. 直接人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費（雇用関係にある者）
II. 直接経費	報酬、旅費、需用費（消耗品費等）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費等）その他本事業に直接必要な経費 ※消費税相当額を除いた額を計上すること。
III. 再委託費	県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせる（委任又は準委任）ために必要な経費 ※消費税相当額を除いた額を計上すること。 ※再委託費は、総経費の50%以下とすること。 ※仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。（例）ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、

	番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等
Ⅳ．一般管理費	経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費 「（直接人件費＋直接経費）の10%以内」
Ⅴ．消費税	上記の単価にすでに含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。また、消費税及び地方消費税として10%（1円未満切捨て）で計算すること。

(2) 直接経費として計上できない経費

・ 事業中の事故・災害処理のための経費 ・ その他事業に関係のない経費	・ 建物等施設に関する経費
--	---------------

(3) 留意事項

ア 再委託を行う際は、あらかじめ県の承認を得ること。また、再委託費は、50%以下とすること。

イ 各経費は、単価、月数、回数、個数等見積条件が分かるように明記すること。

11 その他

- (1) 応募から契約までに係る諸経費については、企画提案者の負担とすること。
- (2) 今回の募集は、提案優先順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (3) 本業務の実施に当たっては、県と協議で進めていくものとし、全提案内容の実施を保証するものではない。
- (4) 契約の際の契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号（類似事業の実績等）のいずれかに該当すると認められるときは、全部又は一部を免除する。

12 問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

知事公室 辺野古新基地建設問題対策課（県庁6階）

電 話：098-(866)-7495

E-mail：aa071404@pref.okinawa.lg.jp

担 当：辺野古新基地建設問題対策課兼基地対策課
平良（タイラ）